

E i w a N e w s

平成 31 年度税制改正大綱の概要

平成 3 1 年 1 月
(No. 1 6 2)

謹んで新春のご祝詞を申し上げます。
昨年中は格別のご厚情にあずかり、心より御礼申し上げます。
皆様のますますのご発展を祈念しますとともに、本年も一層のお引き立てを賜りますよう、
お願い申し上げます。

さて、昨年12月14日に平成31年度税制改正大綱が発表されました。
今回は、平成31年度税制改正大綱のうち主な項目をご紹介します。

[1] 法人課税

(1) 中小企業向けの各種租税特別措置法等の適用対象法人の見直し

中小企業向けの優遇税制を受けることができない「みなし大企業」の判定につき、その基となる「大規模法人」の範囲が拡大されたことに伴い、適用対象となる中小企業者の範囲が縮小されます。

① 大規模法人の範囲

改正により、以下のようになります。

イ 資本金又は出資金の額が 1 億円超の法人

ロ 資本又は出資を有しない法人で常時使用従業員数が1,000人超の法人

ハ 大法人の100%子法人

ニ 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を保有されている法人

※大法人とは、資本金若しくは出資金が5億円以上である法人、相互会社若しくは外国相互会社(常時使用従業員数が1,000人超のものに限る)又は受託法人をいいます。

② みなし大企業の判定

イ 同一の大規模法人が資本金の額又は出資金の額の2分の1以上を所有している法人

ロ 2以上の大規模法人が資本金の額又は出資金の額の3分の2以上を所有している法人

なお、みなし大企業の判定において、発行済株式又は出資からその有する自己株式又は出資が除外されます。

(2) 中小法人に係る軽減税率の特例の延長

中小法人の所得(年800万円以下)に対する法人税の軽減税率(15%)の特例が2年延長され、2021年3月31日までに開始する事業年度までとなります。

(3) 中小企業向けの設備投資促進税制の延長等

① 概要

中小企業の設備投資を促進し、経営を支援する観点から、以下の適用期限の延長及び適用要件の変更が行われます。

- イ 中小企業投資促進税制の適用期限を2年延長(所得税についても同様)
- ロ 中小企業経営強化税制については、特定経営力向上設備等の範囲を明確化・適正化し、適用期限を2年延長
- ハ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制については、経営改善設備の投資計画の実施を含む経営改善により売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることにつき認定経営革新等支援機関等の確認を受けることを適用要件に加え、その適用期限を2年延長(所得税についても同様)

② 適用期限

これらの改正は、2019年4月1日から2021年3月31日までの間に事業の用に供した資産につき適用されます。

(4) 仮想通貨の評価方法等

① 概要

経済取引の多様化及び国際化が進展する中で、経済取引の健全な発展を図る観点からも適正な課税を図ることが重要であるため、仮想通貨について、環境整備が行われます。

イ 評価方法

事業年度末に有する仮想通貨のうち、活発な市場が存在する仮想通貨については時価法により評価

ロ 計上時期

仮想通貨を譲渡した場合の譲渡損益については、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度に計上

ハ みなし決済

事業年度末に有する未決済の仮想通貨の信用取引等については、事業年度末に決済したものとみなして計算した損益相当額を計上

② 適用時期

この改正は、平成31年4月1日以後に終了する事業年度の法人税につき適用されます。

[2] 個人所得課税

ふるさと納税制度の見直し

(1) 概要

ふるさと納税制度の健全な発展に向け、過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような地方公共団体については、ふるさと納税の適用対象外にすることができるよう、次の見直しが行われます。

寄附金の募集を適正に行い、かつ、返礼品を送付する場合には以下のいずれも満たす地方公共団体に対して、総務大臣がふるさと納税の対象として指定することとする。

イ 返礼品の返礼割合を3割以下とすること

ロ 返礼品を地場産品とすること

(2) 適用時期

この改正は、2019年6月1日以後に支出された寄附金につき適用されます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所までご連絡くださいますよう、
よろしくお願ひ申し上げます。